

令和3年10月28日

不動産業者様各位

### 広告承諾について

株式会社イーカムでは今後、原則として従前の広告承諾書の発行は行なわず、以下の方法で代替させて頂きたいと存じますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。  
なお、物件確認も、電話ではなく先にご案内の「イーカム物件確認システム」にてお願い致します。

社内規定などでどうしても「広告承諾書」が必要とされる場合は、以下の方法で代替して下さい。

- ① PCにて「イーカム物件確認システム」にアクセスし、物件確認をします。
- ② 広告の項目にて広告の可否（可能範囲）をご確認下さい。

現状、3つの区分があります。

「OK」・・・ 自社ホームページ、不動産ポータルサイト、折り込みチラシなどすべて広告可。

「スーモNG」・・・ スーモ（SUUMO）掲載は不可。それ以外は可。

「NG」・・・ すべての媒体で不可。

- ③ 広告可である場合は「物件照会画面」をプリントアウトして下さい。  
その際、「情報更新日時」と「印刷した日時」の情報があることをご確認下さい。

プリントアウトしたものを保管して頂くことで、従前の広告承諾書に代えさせて頂きます。  
本書もプリントアウトの上、保管しておいて下さい。

なお、このシステムの利用に際しては、以下の留意点にご同意いただいたものと見なさせていただきます。ご同意頂けない場合は広告掲載をご遠慮下さい。

- A. 頻繁にイーカム物件確認システム、またはレインズにより、物件の有無、価格を確認し、つねに最新の物件情報を掲載すること。
- B. 物件が終了した際には直ちに掲載を中止すること。
- C. 過去の許可内容にかかわらず、広告の掲載に当たっては売主の指示に従うこと。
- D. 違反広告を行なったり、本書規定のルールに従わない場合、その業者に対して一切の広告を禁止する場合があること。
- E. 販売図面や当社 HP の記載事項に誤りがある可能性はあるので、広告掲載やご案内時には各業者様で調査を行なうこと（当社では一切責任を負いません）

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社イーカム

※この件のお問い合わせはイーカム営業部販売促進課までお願いします。